

平成28年度 研究者（研究支援者を含む。）教育実施計画

	①人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 【臨床研究に関する教育】	②研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 【公的研究費の使用に関する教育】	③研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン 【研究倫理に関する教育】
教材	<p>標準教材（ガイダンスの例示） 各々の研究機関内で開催される研修会や、他の機関（学会等を含む。）で開催される研修会の受講。 e-learning（例えば、CITI Japan（文部科学省大学間連携共同教育推進事業）、臨床試験のためのe-Training center（日本医師会治験促進センター）、ICR 臨床研究入門等。）等</p> <p>【現状】独自の講義</p>	<p>標準教材（文部科学省提供） 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ（管理者向け・研究者向け）。 原則として、本学独自のe-learningシステムの受講とする。</p> <p>【現状】独自の講義</p>	<p>標準教材（外部資金の公募要領で例示） CITI Japan、本学独自のe-learningの履修をすること、または、研究機関が研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること。</p> <p>【現状】実施していない</p>
間隔	毎年受講が必要（必修・選択）	5年毎（必修）	5年毎（必修）
対象	人を対象とした研究の研究者及び研究支援者（医療職員、技術職員等）	全職員	研究に携わる者
内容	倫理指針等の研究に関して、一般的に遵守すべき各種規則等に加え、研究活動における不正行為や研究活動に係る利益相反等についての教育を含むものとする。また、研究の実施に当たって特別な技術や知識等が必要となる場合は、当該研究の実施に先立ち、それらの技術や知識等に係る教育を行う。	研究費の適正使用についての教育を行う。	研究者等に求められる倫理規範を習得等させるための教育を行う。
必修化	倫理申請者への必修化	全職員	研究に携わる者への必修化
登録	倫理申請のための登録制	誓約書の提出と併せて受講確認 体制整備のチェックリストでは、受講者の理解度を確保するよう求められている	研究費申請の条件となるため、登録制
特記事項	①本学独自の講習【必修】、②本学独自のe-learningでの講習、③CITI Japanのいずれかを受講	①本学独自の講習【必修】、②本学独自のe-learningでの講習のいずれかを受講	①本学独自の講習【必修】、②本学独自のe-learningでの講習、③CITI Japanのいずれかを受講